配偶者暴力(DV)防止法に基づく保護命令制度が新しくなります

令和６年４月１日から、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します

＼詳しくはこちら／
保護命令制度に関するパンフレット

○保護命令とは… 地方裁判所が被害者の申し立てにより、相手配偶者(事実婚の相手や元配偶者を含みます)に対し、発令する命令で、接近禁止命令や退去等命令があります。

○改正の主なポイント…

接近禁止命令等について	子への電話等禁止命令の創設	保護命令違反に関する罰則の加重
〈 発令対象 〉身体に加え精神的被害まで拡大 〈 期間 〉６か月から１年間に伸長		2年以下の懲役または200万円以下の罰金

サンエールかごしま相談室では保護命令申し立てに関する支援をしています。

ご相談・ご予約は、サンエールかごしま相談室 ☎099-813-0853(直通)へ

鹿児島市男女共同参画センターの利用案内（鹿児島市内在住・在勤・在学の方対象）

サンエールかごしま相談室
（鹿児島市配偶者暴力相談支援センター）

» 女性のための総合相談（電話・面接）

女性相談員が相談をお受けします。
面接相談は事前に予約が必要です。

■相談日　火～日曜日・祝日
■時　間　10:00～17:00（水曜日は20:00まで）

» 専門相談
各分野の専門家が相談をお受けします。
事前に予約が必要です。（日時の変更あり）

［女性対象］（面接）
■法律相談　第２・４木曜日　13:00～16:00
■心理相談　第１木曜日　14:00～17:00

［男性対象］（電話・面接）
■男性相談　偶数月 第3日曜日 13:00～16:00
奇数月 第3土曜日 10:00～13:00
※第2水曜日 18:00～20:00
※今年度から水曜夜間の相談を受け付けています

ご相談・ご予約は ☎099-813-0853(直通)へ

図書情報コーナー

男女共同参画に関する図書、DVD、雑誌のほか、新聞、行政資料、絵本や児童書も充実しています。

■利用日　火～日曜日・祝日（図書整理期間を除く）
■貸出/返却/閲覧時間
9:30～21:30（日曜日・祝日は18:00まで）
■貸出方法　これまでの生涯学習情報システム利用者カードから、**市立図書館の利用者カードへ移行しました。**

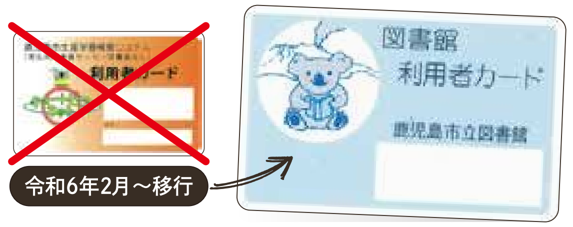

市立図書館の利用者カードをお持ちでない方は、発行手続が必要です。免許証や保険証など住所・氏名を確認できるものをお持ちください。(本人に限る)

詳しくは ☎099-813-0927(直通)へ

託児室
サンエールかごしまを利用する方のお子さま(生後6か月～小学2年生)を、無料でお預かりします。

■利用方法
❶サンエールかごしま主催講座等で託児を予約して利用
❷託児フリー日(水・土曜日、第2・4木曜日)に予約なしで利用

※催し物を行う団体には託児室の貸出も行っています。 詳しくは ☎099-813-0852へ

男女共同参画情報誌 STEP すてっぷ
2024 Vol.58（令和6年 春）
リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

発行 / 鹿児島市 市民局 人権政策部
男女共同参画推進課
〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4-1
TEL. 099(813)0852
制作 / 南日本新聞開発センター

Instagram　Facebook　X

あなたとわくわく マグマシティ 鹿児島市

男女共同参画情報誌 STEP

すてっぷ

発行：鹿児島市男女共同参画推進課

2024
vol.58
令和６年 春

仕事もプライベートも充実させたい！
働き方・生き方を考えよう！

特集 Topics

メリットがいっぱいの家事シェアを始めよう！

「ただいま！」と帰りたくなる家を家事シェアで
NPO法人 tadaima!代表 ・ 家事シェア研究家　三木智有さん